

# 関東地方整備局のバリアフリーの取り組み

- 1 関東地方整備局の役割
- 2 最近の取り組み
  - ・道路事業の取組事例
  - ・国営公園の取組事例
  - ・官庁営繕の取組事例
  - ・関東技術事務所におけるバリアフリートラベル
- 3 バリアフリー化の支援制度
- 4 管内自治体の取り組み

令和6年6月20日



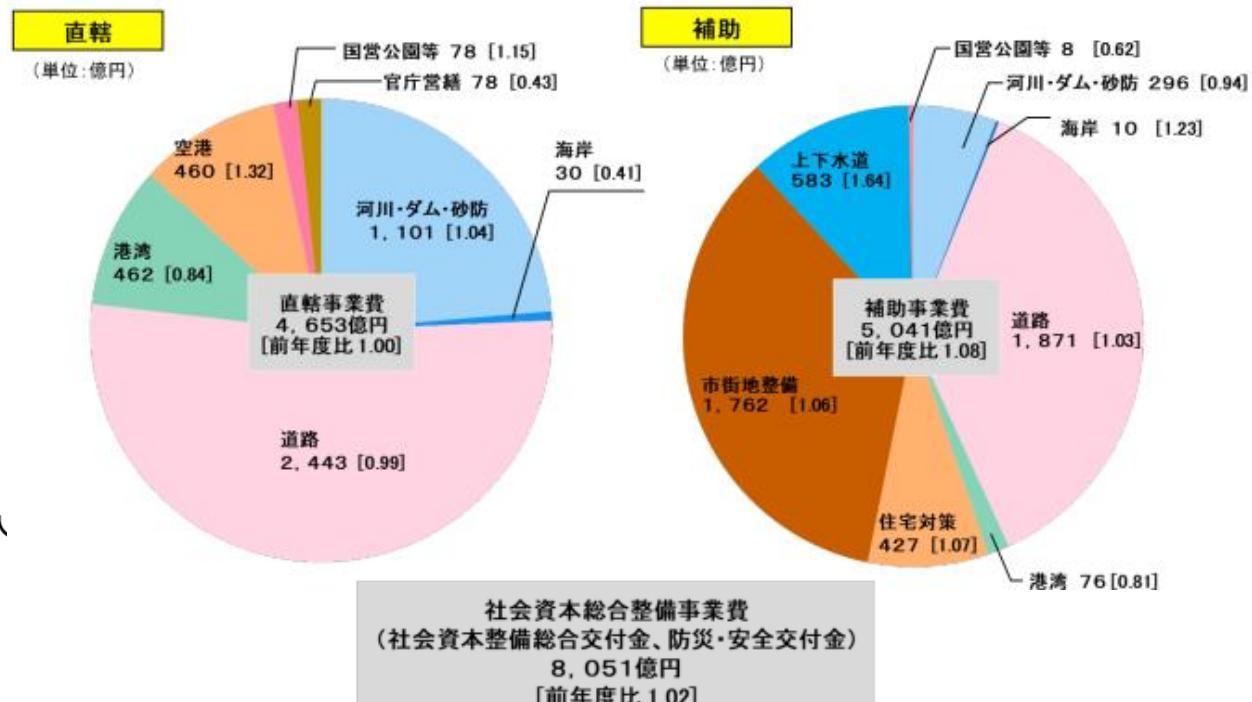
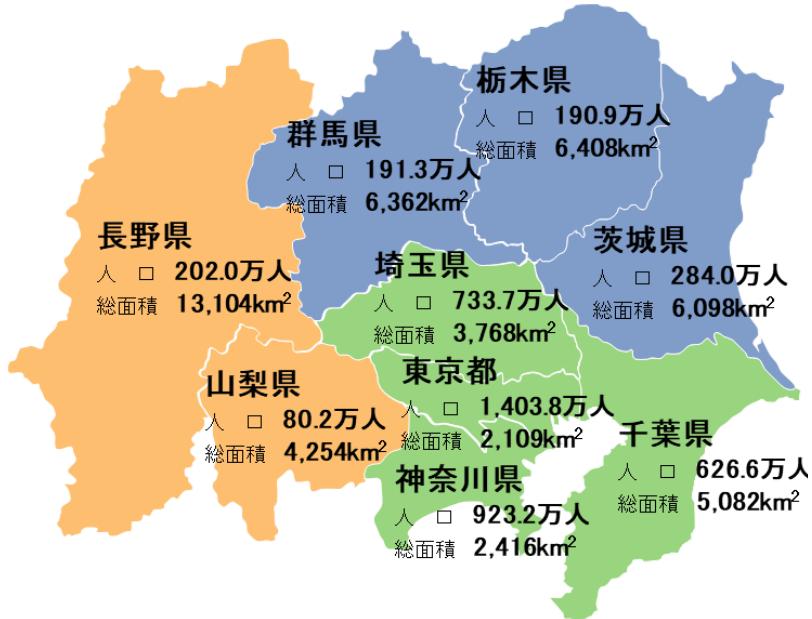
国土交通省 関東地方整備局

地域のニーズや課題に応じて、河川や道路、港湾・空港、国営公園、官庁施設などの社会資本の整備、維持管理を行っています。

以下の分野で事業を実施します。



令和6年度予算 当初予算：1兆7,745億円 [前年度比1.03]



計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

# 道路事業の取組事例

## 踏切道内に設置した視覚障害者用誘導表示の設置(相武国道事務所)

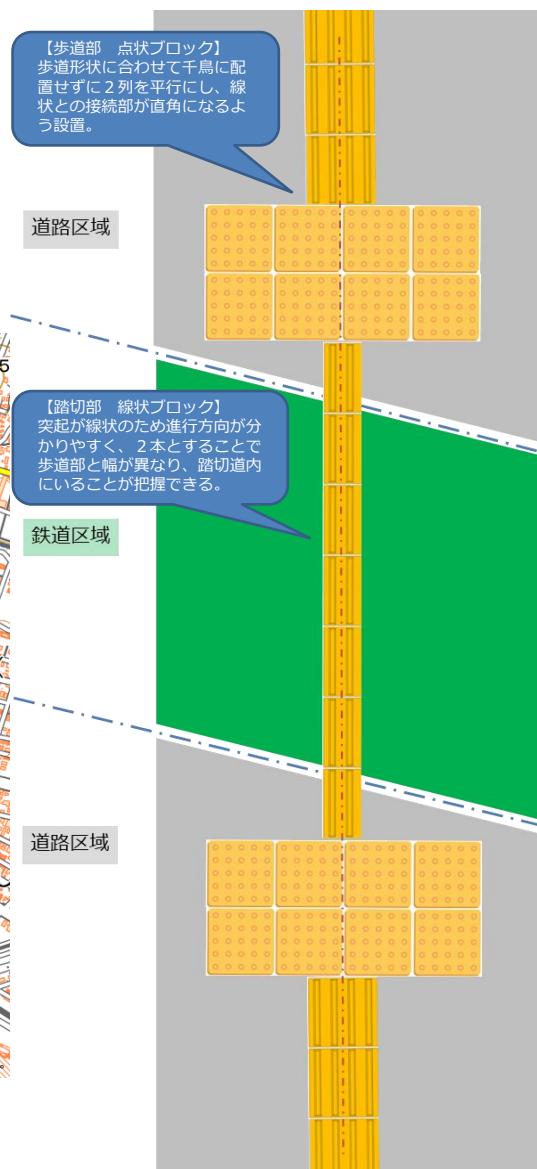
令和4年4月、奈良県内において視覚に障害のある方が踏切道内で列車に接触して死亡する事故が発生。

上記事故および令和4年6月の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定を受け、相武国道事務所管内において特定道路（※）に指定されている国道16号の久保沢第一踏切（JR東日本）にて、視覚に障害のある方が安全に歩行できるように凹凸のある誘導表示を令和5年5月に試験的に設置。

### ■位置図



### ■イメージ図



### ■現地状況写真

※横浜側（南側）より八王子方向（北側）を望む



整備前



整備後

（※）特定道路とは、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた生活関連経路を構成する道路法による道路等で、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われる道路（国土交通大臣が指定）

# 国営公園の取組事例

## ■関東地方整備局管内の国営公園(5ヶ所)



## 「ハーブの丘」のバリアフリー園路整備

国営昭和記念公園内の「ハーブの丘」の園路は、雨水による路面の洗い出し等により路面が劣化していた。従前から車椅子の通行等に支障があったことから、R5年度に土系舗装を行いバリアフリー化を実施。

【整備前】



【整備後】



【位置図】



車椅子やベビーカーが、花畠に近づける様に花畠周辺も土系舗装を行うことで利便性が向上しました。

# 官庁宮繕（富士川地方合同庁舎）の取組事例

## ■ 5つの国の官署と富士川町立図書館の合築による富士川地方合同庁舎におけるバリアフリー

### ◇富士川地方合同庁舎



所在地：山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢  
1760-1外

入居官署：  
鰍沢区検察庁  
甲府地方法務局鰍沢支局  
鰍沢税務署  
鰍沢労働基準監督署  
鰍沢公共職業安定所  
富士川町（町立図書館）

敷地面積：3,936m<sup>2</sup>

構造：鉄筋コンクリート造地上5階建  
延べ面積：5,216m<sup>2</sup>

工事工期：令和3年1月～令和5年3月

### ◇UD検討会の意見を踏まえた主な対応



UD検討会の様子



受付カウンターを廃止し、南北出入口から視認性のよい場所に点字付き総合案内板+インターホンを設置



総合案内板の位置変更



図書館内の子供用トイレは自動洗浄型に



1階のトイレは小学校低学年の利用を考慮し、洗面台1台の高さを低く

# 関東技術事務所におけるバリアフリートラベル



バリアフリートラベル

■関東技術事務所には、バリアフリートラベルが設けられており、建設技術展示館HPで体験参加の受付をしています。  
(事前申込み)

※令和5年5月31日建設技術展示館リニューアルオープン

## ■令和5年度における実績

- ・団体見学: 令和5年5月～令和6年3月 497名(25団体)
- ・バス乗降体験、車椅子体験(主催: 聖徳大学生涯学習研究所  
協力: 関東地方整備局、関東技術事務所、関東運輸局): 25名

## ■過去の体験参加者からの感想

- ・バリアフリー等について学ぶことはあったが、実際に体験するとひとつの段差で大きな苦労があると知った。
- ・車椅子に初めて乗れたのと、目の不自由な人が感じる怖さを体感できた。



## 事業名：都市・地域交通戦略推進事業

支援策の概要		都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、公共の福祉に寄与することを目的として、 <u>自由通路</u> 、 <u>駐車場</u> 、 <u>バリアフリー交通施設等の公共的空間等の整備</u> に対して支援を行う。
支援策の内容	対象者	地方公共団体、協議会、都市再生推進法人 等
	対象事業	1)整備計画の作成等に関する事業 2)公共的空間等の整備に関する事業(公共的空間の整備、駐車場の整備、 <u>バリアフリー交通施設の整備</u> 等) 3)公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業(都市情報提供システムの整備 等)
	対象地区	立地適正化計画(居住誘導区域及び都市機能誘導区域に限る)を策定している区域で、基幹市町村における拠点等の位置づけがある地区、 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進</u> に関する法律(バリアフリー法)に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域、都市・地域総合交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域 等
	交付率	1／3、1／2 (立地適正化計画に位置付けられた事業等)
本省担当部局		国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1592



# バリアフリー化の支援制度②(バリアフリー環境整備促進事業)

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

## 交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率 直接1／3 間接1／3

## 補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、  
バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域

## 交付内容

■ **基本構想等の策定** (バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。)

### ■ 移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備(スロープ、エレベーター等)
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備(市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) 等

### ■ 認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

### ■ 既存建築物バリアフリー改修事業

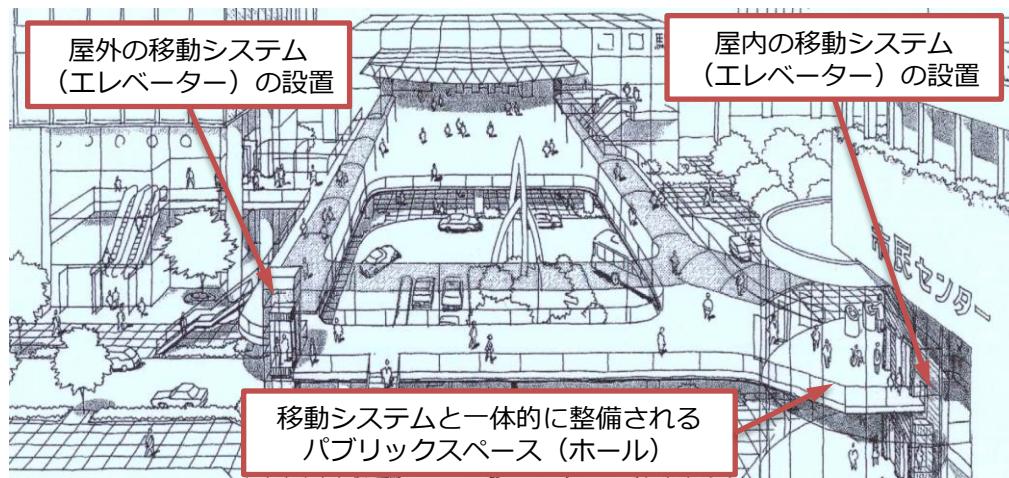
#### 【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(規模要件なし)
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

#### 【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子使用者トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置

# バリアフリー法（建築物分野）の概要

## 特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」「共同住宅」「工場」など

## 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

2,000m<sup>2</sup>以上(公衆便所については50m<sup>2</sup>以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保　・車椅子使用者用のトイレがひとつはある　など

※条例により、必要な事項の付加可。

※500m<sup>2</sup>未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保　・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある　など

## 計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

# バリアフリー法に基づく条例の制定状況（令和4年10月時点）

- バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。
- 関東地方整備局管内では、1都3県4市区においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。

## ■バリアフリー法に基づく条例制定自治体 (関東地方整備局管内)



### 条例制定の事例

#### 東京都:用途に応じた基準を追加

- ・ ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000m<sup>2</sup>以上に引下げ、**一般客室**のバリアフリー基準を追加
- ・ 共用部の基準(一般客室までの経路)
- ・ 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。)

#### ホテルや旅館の客室

- ・ (客室総数50以上の場合) 車椅子使用者用客室を総客室数の1%以上設置  
客室出入口 : 出入口幅85cm以上  
便所、浴室等 : 出入口幅80cm以上  
浴槽、シャワー手すり等を適切に配置、十分な空間の確保
- ・ 一般客室 (車椅子使用者用客室以外の全ての客室)  
客室出入口 : 出入口幅80cm以上  
便所・浴室等 : 出入口幅70cm以上 (努力義務75cm以上)  
客室内に段を設けない



※東京都「建築物バリアフリーラインナップパンフレット」より

- ・ 2,000m<sup>2</sup>以上の**共同住宅**について、道等から住戸までの経路(「特定経路」)のバリアフリー化を義務付け(出入口、廊下、敷地内通路の幅、エレベーターの籠の奥行き等)